

平成29年3月27日

舞鶴市議会議長

上野修身様

提出者 舞鶴市議会議員 小杉悦子

賛成者 同 石束悦子

同 同 伊田悦子

同 同 後野和史

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止と
カジノ推進の中止を求める意見書案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意第1号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止と
カジノ推進の中止を求める意見書(案)

カジノを中心にホテル、商業施設、展示場などの大型施設を併設する統合型リゾート（IR施設）を積極的に推進するための特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下「カジノ解禁推進法」という。）が強行採決され、成立した。

政府は、「日本再興戦略」でIRを観光振興策としているが、そもそもカジノは賭博であり、賭博は歴史的に多くの重大犯罪を誘発し、多くの人々の不幸を招いてきたことで、刑法で厳しく禁止された犯罪である。カジノ解禁推進法は、公的主体に限定的に認められてきた賭博を、歴史上初めて民間にも解禁する道を開こうとするものである。

またカジノの合法化については、反社会的勢力の介入、マネーロンダリングの横行、多重債務問題の発生、青少年への悪影響、すでに536万人も存在する日本のギャンブル依存症患者の増大など、様々な問題が懸念される。

カジノ解禁により生ずる弊害の中でも、特に、ギャンブル依存症の問題は深刻である。依存症となった人は、ギャンブルをするために借金を繰り返して経済的に破綻する者、あるいは窃盗、横領といった財産上の犯罪に走る者もいれば、最悪の場合、強盗、殺人、放火といった凶悪事件に発展することもある。

既に日本においても競馬・パチンコなどのギャンブルが存在し、相当数のギャンブル依存症患者が発生している現実があり、その周囲には、借金の後始末をする家族や友人、あるいは犯罪の被害者となってしまった者等、ギャンブル依存症によって多大な苦しみを背負うこととなった者が多数存在している。それらの者に対する有効な対策も無い現状において、さらにカジノを解禁すれば、ギャンブル依存症患者を増加させ、経済的破綻や犯罪増加などの社会問題をいっそう深刻化することは明らかである。

世論調査でも「カジノ解禁に反対」が約6割になるなど、大多数の国民も反対している中で、このような法律を短時間の審議で強行採決したことは許されない。

については、国におかれては、カジノ解禁推進法を廃止するよう強く求める。そして政府は、同法にもとづくカジノ解禁のためのすべての措置を行なわないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日

衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	伊	達	忠	一	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
法務大臣	金	田	勝	年	様
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	様
経済産業大臣	世	耕	弘	成	様
内閣官房長官	菅		義	偉	様

舞鶴市議会議長 上野修身